福島県双葉郡内の認定特定帰還住居区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等事項を告示する件の措置に係る

○環境省告示第四号（令和八年一月十九日）

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十 条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七十一番三	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂八十五番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番一	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番二	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番四	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百十番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百二十四番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百四十一番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十一番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十二番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十一番	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十三番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百五番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百八番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十七番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七十三番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七百十番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢五十六番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百一番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百十番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十一	公衆用道路
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十二	公衆用道路
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十七番二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百六十三番五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷五百六十五番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百四十番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十三	山林

福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番四十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原三百四十九番一	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原三百四十九番六	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前七十七番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前八十一番	畑

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の上欄に掲げる土地 等の種類ごとにそれぞれ当該下欄に掲げるものとする。

土　地　等	土 壌 等 の 除 染 等 の 措 置 の 内 容
宅地等	一　屋根堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 二　外壁拭き取り又はブラシ洗浄 三　軒どい堆積物の除去及び拭き取り 四　竪どい高圧水洗浄 五　庭等の土壌除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 六　庭木等の樹木除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆

	七　芝地 除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え
	八　砂利又は砕石 除草、除去及び被覆
	九　庭等の舗装面 堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
道路	一　未舗装面（土壌）　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆
	二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆
	三　舗装面 堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
	四　ガードレール 拭き取り
田	除草、反転耕、深耕又は表土の削り取り及び被覆
畑	一　果樹等の樹木 除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆
	二　果樹等の樹木以外 除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
雑種地	一　未舗装面（土壌）　刈払い若しくは除草、堆積物の除去若しくは表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち
	二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆
	三　舗装面 堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連　　絡　　先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号 ＡＸＣビル六階 環境省 福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部　環境再生課 電話番号 〇二四（五七三）七三三〇 E-Mail JOSENDOUI-IKEN@env.go.jp

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月 令和八年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地 震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別 措置法（次号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、環境省関係福 島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年環境省令第九号）第二条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項の同意があったものとみなす。